

議案第19号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び紫波町施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年紫波町条例第31号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
紫波町旧紫波郡役所文化交流施設
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目4番8号
株式会社くらしすた不動産
代表取締役 星 洋 治
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和8年2月27日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

理由

紫波町旧紫波郡役所文化交流施設の管理を行わせる指定管理者を指定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

事業者の概要及び事業計画書（提出書類より抜粋）

- 1 事業者名称 株式会社くらしすた不動産
- 2 代表者氏名 代表取締役 星 洋 治
- 2 所在地 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目4番8号
- 3 主たる事業 不動産の売買・賃貸・交換及びその仲介並びに所有・管理及び利用
- 4 事業実績 ツバメ倉庫（紫波町日詰駅前二丁目5番地4）運営
（シェアオフィス・レンタルキッチン・レンタルギャラリー）
- 5 運営方針 地域の歴史と文化を今に伝える貴重な文化財であり、その価値を尊重した適切な管理が求められます。当社は、文化財は活用され人々に親しまれることで持続的な保存につながると考えています。施設の特性を踏まえつつ、多様な人々に広く開かれた場として活用し、交流や出会いを生み、地域の人々の暮らしに彩りと豊かさをもたらすことを目指して施設運営を行います。
- 6 利用者対応 施設の利用予約については、電話による受付を基本とします。予約時には、利用内容や希望日時を確認し、円滑な利用につなげます。利用当日は、現地において利用方法や注意事項等の説明を行い、利用者が安心して施設を利用できるよう対応します。鍵の受け渡しについては現地で管理者が直接行い、利用終了後は同様に現地で返却を受けます。これにより、利用状況の確認を行うとともに、適切な施設管理を徹底します。また、特別な説明が必要のないリピート利用者の鍵の受け渡しや返却並びに鍵の授受が必要のないコワーキング利用者については隣接した「ひづめゆ」でも対応します。
- 7 自主事業 マルシェイベント、地域活動発表会、書店スペース設置等
- 8 指定管理料 年120万円を町に納付

以 上